



2021年 10月 14日 発行 第 33号



熊本市役所第一職員労働組合
 熊本市中央区手取本町 1-1 TEL328-2865
 発行責任者 執行委員長
 編集：情宣部



要求書を提出

～要求書の主な内容～

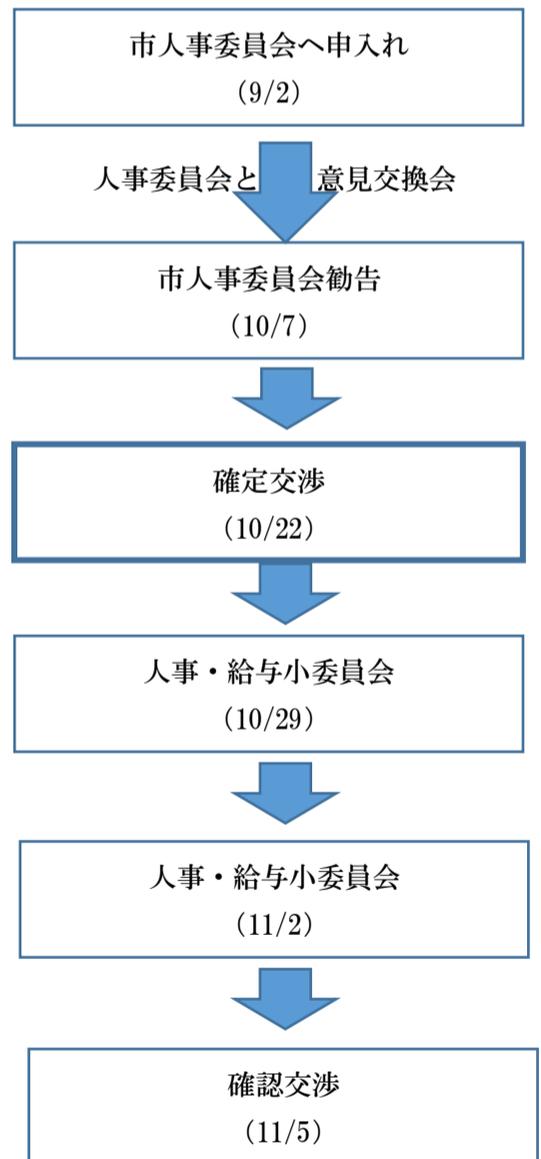
- 1.政令指定都市にふさわしい給与水準を構築すること
- 2.賃金水準を維持・改善すること
- 3.昇格運用基準等の改善
 - ・高齢層職員のモチベーション維持のため、50歳台後半層職員の昇給確保
- 4.昇任のあり方と人事評価制度、人事・組織の見直し
 - ・昇任のあり方については、「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」の確立
 - ・人事評価については、労使で検証し、検証結果を踏まえ必要な見直しを図る
- 5.諸手当の改善
 - ・パークアイランド等の通勤方法に対応する手当等、新たな基準を設ける事
 - ・月45時間超60時間未満の時間外については割増率を30/100とする事
- 6.労働時間短縮・休暇制度の改善
 - ・月45時間、年360時間を超える時間外勤務を発生させない様施策を講じること
 - ・ノートパソコンの持ち帰り等によるサービス残業の発生を防止すること
 - ・「超過勤務対策委員会」を定期的に開催し、状況把握を行い適切な措置を行うこと
 - ・育児・介護休業法の改正内容を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じること
 - ・不妊治療休暇（無給）を特別休暇とし有給化すること
 - ・育児参加のための休暇の対象期間について、子が1歳に達する日まで拡大すること
- 7.障害者活躍推進計画の実施にあたっては、個々の障がい特性を踏まえ、職場環境の整備を含めサポート体制を整えること。また、研修を実施する等、全職員に計画の趣旨を周知すること
- 8.「職員駐車場の有料化」については、労使協議を前提に一方的な導入を行わないこと
- 9.会計年度任用職員の報酬・賃金・労働条件の改善
 - ・勤勉手当の支給が可能となるよう、法改正に向け働きかけること
 - ・休暇制度を改善すること
- 10.定年引上げの実施
 - ・2023年度からの導入に向けて条例改正を行うこと
 - ・定年引上げ時の給与水準については、60歳時点の7割以上の水準を確保すること
 - ・退職手当については、ピーク時特例を適用し、不利益を被ることがないように措置する
 - ・定年前5年以内に退職し再任用を希望する職員が不利益を被ることがないように経過措置を設けること
- 11.高齢者再任用制度
 - ・一時金の支給月数を一般職員と同月数にすること
- 12.新型コロナウイルス感染症に関する対応
 - ・本年7月に改訂された国の「過労死防止大綱」より時間外勤務縮減に努めること

熊本市人事委員会は、10月7日、市長と市議会に對して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。内容については、前回の情報紙でお伝えしておりますが、勧告内容が、期末手当0.15月引き下げと、民間の支給実態を反映してるとはいえ、新型コロナウイルス感染症や災害復旧対応に日夜奮闘している職員の努力を踏まえれば、極めて残念

な勧告内容となっております。今回、第一職労・市労連は市長・教育長に對して、賃金水準の維持・改善はもちろんの事、労働時間短縮・休暇制度の改善（不妊治療の有給化等）や定年引き上げについて等、私たちの生活と労働条件を改善するため要求書の提出を行いました。

市長・教育長に對して 要求書の提出を行いました

給与確定までの流れ



確定交渉（1回目）
 日時：令和3年10月22日（金）
 18時30分～
 場所：市民会館大会議室